

協賛申し込みにおける確認必須事項

(申込規約、返金規定)

本協賛申込書は令和5年度に開催される「第三回とっておきの音楽祭 in 名古屋」(以下、当音楽祭)への協賛申込書になります。お申し込み後、請求書を発行いたします。お振込みが確認でき次第、当音楽祭のホームページ及びSNS、パンフレット(入稿期日内限定)などで随時発表してまいります。そのため、お振込み後のお申込者様都合による返金是对応しかねますことをご了承ください。

台風や地震災害など安全に開催できない場合は延期をします。開催延期についての範囲は令和6年3月31日までとします。それまでに開催でない状況なら令和5年度の当音楽祭は中止とします。その場合、ステージPR協賛、ブース出店協賛メニューについては半額を返金します。

(個人情報の取り扱いについて)

当音楽祭への協賛で知りえた個人情報は、権利利益を侵害しないように適正に管理いたします。加えて当音楽祭の運営以外には利用いたしません。

(暴力団排除に関する誓約事項)

お申込者と、お申込者の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者(下請負が数次にわたるときはその全てを含む)が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき
- ・反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ・反社会的勢力を利用してしていると認められるとき
- ・反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ・反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ・自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき

当音楽祭主催団体は、前項の規定により、協賛契約を解除した場合には、お申込者に損害が生じても当音楽祭主催団体は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により損害が生じたときは、お申込者はその損害を賠償するものとする。

上記 確認事項を確認同意し申し込みます。

令和5年 月 日

法人名

お申込者(自署)